

野田市私立保育所等保育事業補助金
交付規則の一部を改正する規則をここ
に公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 3 2 号

野田市私立保育所等保育事業補助金交付規則の一部を改正する規則

野田市私立保育所等保育事業補助金交付規則（平成 1 8 年野田市規則第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表延長保育事業の項中「6 人」を「3 人」に改め、同表病児保育事業（体調不良児対応型）の項中「平成 2 7 年 7 月 1 7 日雇児発 0 7 1 7 第 1 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知」を「令和 6 年 3 月 3 0 日こ成保第 1 8 0 号こども家庭庁成育局長通知」に、

「

1 保育所等当たり 年額 4， 4 9 6， 0 0 0 円（事業期間 が 6 月未満の場合にあつては、 2， 2 4 8， 0 0 0 円）	
--	--

を

」

「

次により算定した額 (1) 平成 2 6 年度以前から実 施する施設又は平成 2 7 年 度以降新規開設し看護師、 准看護師、保健師又は助産 師（以下この項において「 看護師等」という。）を 2 名以上配置して実施する施 設 1 保育所等当たり年額 4， 5 0 0， 0 0 0 円（事業期 間が 6 月未満の場合にあつ	
--	--

に改め、

ては、2, 250, 000 円)	
(2) 平成27年度以降新規開 設し看護師等を1名配置し て実施する施設	
1 保育所等当たり年額4, 496, 000円（事業期 間が6月未満の場合にあつ ては、2, 248, 000 円)	

」

同表一時預かり事業の項中「2, 751, 000円」を「2, 833, 000円」に、「3, 051, 000円」を「3, 105, 000円」に、「3, 267, 000円」を「3, 321, 000円」に、「4, 719, 000円」を「4, 797, 000円」に、「6, 171, 000円」を「6, 273, 000円」に、「7, 623, 000円」を「7, 749, 000円」に、「9, 075, 000円」を「9, 225, 000円」に、「10, 527, 000円」を「10, 701, 000円」に改め、同表地域子育て支援拠点事業の項中「8, 639, 000円」を「10, 306, 000円」に、「9, 251, 000円」を「11, 331, 000円」に改め、同表保育士配置改善事業（保育所及び幼保連携型認定こども園の保育部分に限る。）の項中「172, 600円×16. 4月」を「184, 600円×16. 5月」に改め、同表の備考の3の(3)中「20」を「15」に改め、同表の備考の3の(3)ただし書を削り、同表の備考の3の(4)中「30」を「25」に改め、同表の付表1中「

「

300, 000円
1, 667, 000円
2, 640, 000円
5, 510, 000円

を

600, 000円
1, 760, 000円
2, 761, 000円
5, 673, 000円

に改め、同表の

6, 485, 000円

6, 704, 000円

」

」

「

「

付表2中

276, 000円
1, 533, 000円
2, 428, 000円

を

552, 000円
1, 619, 000円
2, 540, 000円

に改

」

」

「

め、同表の付表3中

300, 000円
1, 338, 000円
1, 662, 000円

を

」

「

600, 000円
1, 422, 000円
1, 760, 000円

に改める。

」

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。